電気供給約款別紙(東北電力ネットワーク株式会社管内)

## 実施要綱 東北 お得電力 お得総合高稼動

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県,福島県,新潟県 ただし,山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

## 2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金=①基本料金+②電力量料金±③燃料費調整額+④再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ①基本料金は、3(契約種別、料金単価等) ホ(基本料金および電力量料金単価)(a)のとおりとします。
- ②電力量料金=電力量料金単価×使用電力量
- ③燃料費調整額=燃料費調整単価×使用電力量
- ④再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款(東北お得電力 低圧)(以下「本約款」といいます。)別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、本約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、本約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、本約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、本約款別表 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、本約款別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島 ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

#### 3. 契約種別,料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合が ございます。

#### 1) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適 用します。

(a)お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

- (b) ホ (契約電力) に定める契約電力が原則として、30 キロワット以上であり、かつ、50 キロワット 未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配 電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の 供給が適当と認めたときは、契約電力が 50 キロワット以上であるものについても適用することが あります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設 備を施設することがあります。なお、電灯または小型機器の基準電力(ホ(契約電力)(b)①を適 用した値といたします。)および動力の基準電力は、50 キロワット未満といたします。
- (c)1需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約電力と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### 2) 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび 2 計量をもって電気を供給いたします。

- 3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
  - (a)電灯または小型機器への供給は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
  - (b)動力への供給は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

#### 4) 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

5) 契約電力

契約電力は、原則として、お客さまの申出にもとづき、次の(a)または(b)のいずれかにより定めます。

- (a) その1月の記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値(以下「最大需要電力」といいます。)と前11月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、次の場合を除き、各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。この場合の最大需要電力は、記録型計量器により同一時間帯に計量された電灯または小型機器を使用する需要および動力を使用する需要の30分ごとの使用電力量を合計してえた値を2倍した値の最大値といたします。
  - ① 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たにこの実施要綱による電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の供給は、契約電力の決定上、原則としてこの実施要綱によって受けた供給とみなします。
  - ②主開閉器の定格電流等を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
  - ③主開閉器の定格電流等を減少される場合で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、減少された主開閉器の定格電流等の内容により、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (b)契約主開閉器により契約電力を定める場合には、契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
  - ①電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、原則として契約主開閉器の定格電流にもとづき定めます。 この場合、基準電力は本約款別表 6 (契約容量または契約電力の算定方法) (3)イに準じて算定 するものとし、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

#### ②動力の基準電力

動力の基準電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき定めます。この場合、基準電力は本約款別表6(基準電力の算定方法)(3)口により算定いたします。

(c)(a)の適用後1年に満たない場合は、原則として(b)を適用いたしません。また、(b)の適用後1年に満たない場合は、原則として(a)を適用いたしません。

- (d)需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- 6) 基本料金および電力量料金単価(税込)

#### (a)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。なお、契約電力が30キロワット未満となる場合は、基本料金算定上の契約電力は30キロワットといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

①ホ(契約電力)(a)により契約電力を定める場合

基本料金	契約電力1キロワットにつき	kW	2,096円28銭		
②ホ (契約電力) (b)により契約電力を定める場合					
基本料金	契約電力1キロワットにつき	kW	1,529円81銭		

#### (b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

電力量料金	7月1日~9月30日(夏季)	1kWh	28円98銭
	上記以外(その他季)	1kWh	27円32銭

#### 7) 使用電力量の計量及び算定

- (a) 使用電力量の計量は、当該一般送配電事業者等が原則として電灯または小型機器と動力とを別に行います。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 15(使用電力量の算定)に準ずるものといたします。
- (b) 当社は、(a)により計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。
- (c) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、季節別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、お客さまが電気、季節契約を終了しようとする場合は、終了日の前日を含む検針期間等の始期から終了日までの期間といたします。)において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、本約款 15 (使用電力量の算定) にかかわらず、料金の算定期間の季節別の使用電力量を合計してえた値といたします。

なお、当該一般送配電事業者等が記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときは、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(d) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、本約款 15 (使用電力量の算定)(3)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の 30 分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値といたします。なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値をもとに算定いたします。

## 8) その他

- (a)ホ(契約電力)(a)の場合で、最大需要電力が50キロワット以上となったときには、契約種別の変更についてすみやかに協議するものといたします。なお、この場合の料金は、へ(基本料金および電力量料金単価)(a)①および(b)の料金を適用いたします。
- (b) 当社は、本約款 17 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、本約款 16 (料金の算定)(1)口に該当し、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により使用電力量をあん分してえた値により算定いたします。
- (c) 動力を使用する需要において、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (d) 別表 1 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算) については、動力を使用する需要に適用する契約種別として精算を行なうものといたします。
- (e) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、実施細目によるものといたします。

## 実 施 細 目

## 1. 適用条件

この実施要綱から他の実施要綱に規定する需給契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

#### 2. 契約電力

本則 3 (契約種別,料金単価等) ホ (契約電力) (b)により契約電力を定める場合で、この実施要綱適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器を継続して使用することを希望されるときは、電灯または小型機器の基準電力は、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ) 電流を制限する計量器による場合

入力(キロボルトアンペア) = 制限される電流(アンペ  $\frac{1}{1,000}$ 

ロ) 電流制限器による場合

入力(キロボルトアンペア) = 電流制限器の定格電流(アンペア)  $\frac{1}{1.000}$ 

# 附 則

## 1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

## 別 表

1 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約電力もしくは契約容量を減少しようとされる場合で、当該一般送配電事業者等が託送約款等にもとづき料金および工事費の精算を行なうことが明らかになったときは、本約款 7 (供給契約の成立および契約期間) (2)に定める契約期間にかかわらず、当社は、供給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

- (1)契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、電灯契約種別の場合は、当該契約種別の基本料金および電力量料金の 10 パーセントを割増ししたもの(以下「割増しした電灯料金」といいます。)をさかのぼって適用し、動力契約種別の場合は、当該契約種別の基本料金および電力量料金の 20 パーセントを割増ししたもの(以下「割増しした動力料金」といいます。)をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- ロ 当社は、電気の使用の廃止にともない当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の精算に かかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。
- (2)契約電流、契約電力または契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を増加された日から電気の使用を廃止される日の 前日までの期間の料金について、契約電流、契約電力または契約容量を増加された日の前日の契約電流、 契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分につき、電灯契約種別の場合 は、割増しした電灯料金をさかのぼって適用し、動力契約種別の場合は、割増しした動力料金をさかのぼ って適用いたします。この場合、当初から割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用して算定 される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、電気の使用の廃止にともない当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の精算に

かかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (3)契約電流,契約電力または契約容量を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電流,契約電力または契約容量を減少しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された日から契約電流、契約電力または契約容量を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分につき、電灯契約種別の場合は、割増しした電灯料金をさかのぼって適用し、動力契約種別の場合は、割増しした動力料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用して算定される料金と既に申し受け料金との差額を申し受けます。

なお、割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分と 残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、契約電流、契約電力または契約容量の減少にともない当該一般送配電事業者等から託送約款等に もとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。
- (4)契約電流,契約電力または契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流,契約電力または契約容量を減少しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を増加された日から契約電流、契約電力または契約容量を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分(減少される日以降の契約電流、契約電力または契約容量が増加された日の前日の契約電流、契約電力または契約容量を下回る場合は、増加された日の前日の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分といたします。)につき、電灯契約種別の場合は、割増しした電灯料金をさかのぼって適用し、動力契約種別の場合は、割増しした動力料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、割増しした電灯料金または割増しした動力料金を適用する使用電力量は、減少後の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分(減少後の契約電流、契約電力または契約容量が増加前の契約電流、契約電力または契約容量を下回る場合は、増加前の契約電流、契約電力または契約容量を上回る契約電流分、契約電力分または契約容量分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、契約電流、契約電力または契約容量の減少にともない当該一般送配電事業者等から託送約款等に もとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。